

令和4年度 財政的援助団体等監査計画

1 実施計画

(1) 執行方針

財政的援助団体等監査は、財政的援助等に係るものの出納その他の事務の執行が、その援助等の目的に沿い、かつ、法令等に従って、内容的にも、手続的にも、適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施する。

令和4年度監査の実施に当たっては、令和3年度の社会経済情勢を踏まえ、経営環境の変化への対応状況を注視し、以下のとおり重点項目等を定め執行する。

(2) 重点項目

- ア 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等
- ・財政的援助金を他に流用し、若しくは不正に使用しているもの等はないか。
 - ・計画と実施内容は相違していないか。
- イ 出資している団体等
- ・帳簿その他証拠書類は整備され、かつ、正確に記載されているか。
 - ・事業運営は、定款、寄付行為その他の基本規程に従っているか。
- ウ 公の施設の管理を行わせている団体等
- ・協定書等に基づき、管理運営に係る出納事務が適正に行われているか。
 - ・仕様等で定めるところにより、管理業務が適正に行われているか。

(3) 監査団体等

対象となる59団体等のうち、次の21団体等の監査を実施する。（実施団体は別紙2-1のとおり）

財政的援助等の区分	実施団体等数（対象団体等数）	
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等	1 団体等	(15 団体等)
出資している団体等	15 団体等	(34 団体等)
公の施設の管理を行わせている団体等	5 団体等	(10 団体等)

※ 対象団体数は、令和3年4月に実施した「令和2年度における財政的援助等の実施状況調査」による（令和4年4月の調査結果により追加が生じる場合があります。）。

2 監査の時期等

職員による予備監査	本 監 査
令和4年9月～11月：21 団体等 (団体等と調整のうえ定める)	令和4年11月～令和5年2月：21 団体等 (団体等と調整のうえ定める)